

## 平成 30 年度第 11 回安塚区地域協議会次第

日時：平成 31 年 2 月 26 日（火）

午後 7 時から

場所：安塚区総合事務所 3 階 301 会議室

### 1 開 会

### 2 会長挨拶

### 3 協 議

- (1) 町内会長・自治会長との意見交換会のまとめと今後の対応について 資料 No. 1
- (2) 地域活動支援事業活動報告会について 資料 No. 2
- (3) 平成 31 年度地域活動支援事業（安塚区）について 資料 No. 3
- (4) 安塚区地域協議会としての審議内容について

### 4 報 告

- (1) 諮問事項に係る通知について  
諮問第 106 号 上越市営賃貸住宅山中住宅の廃止について 資料 No. 4

### 5 その他

- (1) 次回開催 平成 年 月 日（ ）午後 時 開会

### 6 閉 会

# 「地域活動における人員不足について」

＜町内会長・自治会長と地域協議会委員との意見交換会検討結果＞

集落のどんな場面で人員が不足しているのか、今の対応は・・・

### 道普請等の共同作業

- ・集落道の草刈りができない

実施規模の縮小

- ・複数人の参加による実施
- ・欠席者からの負担金の徴収

### 集落のまつりや行事

- ・盆おどりの踊り手がいない
- ・まつりの供物が不足

行事の取りやめ

供物なしの申合せ

### 花木の植栽等の環境美化

- ・集落花壇の維持が困難

老人会で対応

花壇のみの植栽

### レクリエーション（運動会、旅行等）

- ・秋仕事の慰労会の参加者が少ない
- ・地域の運動会の取りやめ

対象者を拡大

規模の縮小

### 解決のための方法

- ① 集落内の取組
- ② 他団体との連携
- ③ ボランティアの活用

## 地域活動実施に向けての提案

### 実施における工夫

- 実施方法の工夫
  - ・参加者にあわせた内容、対応
  - ・隣接集落との実施
  - ・共催、共同開催の試み
- 負担の軽減
  - ・必要性と規模の検討
  - ・機械などの活用
- 内容の工夫
  - ・参加者が楽しめる内容にする
  - ・保険など外部制度等の活用
  - ・やりがい、達成感が実感できる内容
  - ・特別（特異）な内容
  - ・他制度との連携

### 地域外からの支援の確保

- 支援してくれる相手方
  - ・小中学校、大学、ボランティア
  - ・地元企業、事業所、団体
  - ・他集落、地域外の人たち
  - ・集落出身者の人たち
- 支援確保の方法
  - ・SNS
  - ・事前の周知
- 支援者との関わり方
  - ・イベントの参加者からの支援
  - ・相互協力の体制
  - ・相互メリットの享受

### 継続の手段

- 財源確保
  - ・補助金
  - ・寄付金、協賛金
  - ・クラウドファンディング
- その他の手段の確保
  - ・他事業、制度の活用
- 継続の方法
  - ・参加する意識づけ
  - ・参加する楽しみ、見返り
  - ・参加のための周知
  - ・必要性の認識
  - ・濃密な関係の構築
  - ・地域愛の醸成

## 集落における取組に向けた提案

### ＜取組の手順＞

#### STEP 1

話し合いをしましょう！

##### ○現状の認識・理解

- ・集落の状況を知り現状を理解する

##### ○問題・課題を明らかに

- ・何が問題なのか
- ・支障となっていることは何か

##### ○意向をまとめる

- ・どうすることがよいのか、どうしたいのか

#### STEP 2

具体的な方法を考えましょう！

##### ○実施に向けて具体的にすること

- ・どの程度の規模ですか
- ・どんな体制、それぞれの関わりは
- ・内容で改善すべきことは
- ・人員の確保をどうするか
- ・楽しみ、見返りは
- ・資金の確保をどうするか
- ・周知の方法は

#### STEP 3

振り返りをしましょう！

##### ○今後に向けて

- ・実施後の振り返り
- ・改善することは
- ・外部とどんな関わりをしていくか

### ＜地域の取組における支援＞

- ・安塚区総合事務所

## 平成 30 年度上越市地域活動支援事業活動報告会 次第

日時：平成 31 年 3 月 2 日(土)

午後 1 時 30 分から

場所：安塚コミュニティプラザ 大会議室

## 1 開会の挨拶

## 2 活動報告

発表 順序	発表時間	事業名 (団体名)
1	1:40~1:50	直峰町内会防災力強化事業 (直峰町内会)
2	1:50~2:00	安塚 jr アルペンスキークラブ育成事業 (安塚スキークラブ)
3	2:00~2:10	自主防災資材の整備事業 (おぐる町内会)
4	2:10~2:20	郷土の自然・史跡探訪推進事業 (安塚自然友の会)
5	2:20~2:30	安塚町内会活性化事業 (安塚町内会)
	2:30~2:40	休憩 ~10 分間
6	2:40~2:50	安塚夢と希望の体験プレゼント事業 (安塚小学校 PTA)
7	2:50~3:00	「やすづか歩行天まつり」運営事業 (安塚商工会)
8	3:00~3:10	沼木の里づくり推進事業 (朴の木自治会)
9	3:10~3:20	行野自主防災施設(消火栓器材格納庫)の整備事業 (行野自治会)

※上記時間には質問の時間等を含めるものとします。

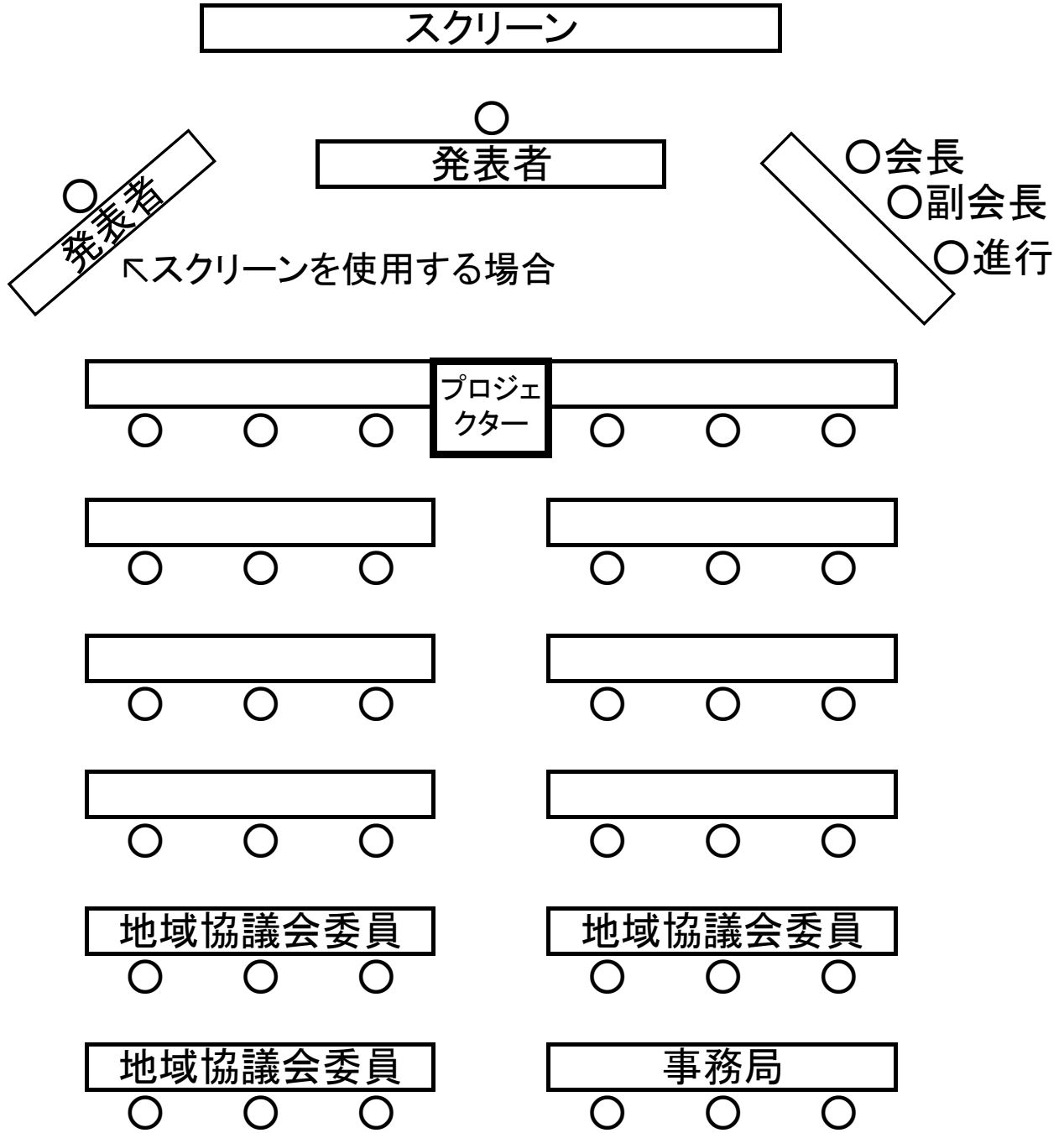
(おおむね説明 5 分、質疑 5 分)

## 3 平成 31 年度上越市地域活動支援事業について

## 4 閉会の挨拶

平成30年度地域活動支援事業活動報告会会場レイアウト図(案)

会場:安塚コミュニティプラザ3階大会議室



入口

# 私たちの地域をもっとよくなる 「まちづくり活動」の提案を募集します!!

- ★ 市では身近な地域自治を推進するため、地域活動支援事業を実施しています。
- ★ 地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動に対して支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 平成31年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。奮って御応募ください。



## ■募集期間

**平成31年4月1日(月)から4月25日(木)正午まで(必着)**

## ■実施方法

～事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。）

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・ 政治・宗教活動を目的とする事業
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
- ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

※上記のほか、防犯灯のLED整備事業については、市の補助事業を活用するものとし、安塚区では地域活動支援事業の補助対象となりません。

## ■支援内容

- ・ 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

### <ポイント！>

- ・ 事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
  - ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
  - ② 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
  - ③ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
  - ④ 会議の時のお茶代・菓子代
  - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。）
  - ⑥ その他対象とすることが適当でないとして市長が認めた経費
- ・ 平成 32 年 3 月 31 日までに事業を完了（経費の支払を含む。）するとともに、安塚区総合事務所に実績報告書を提出してください。

## ■補助金額

# 《安塚区の予算（配分額）》 520万円

- ・ 地域自治区ごとの予算（配分額）の範囲内で、地域自治区ごとに定めます。
- ・ 安塚区の補助率は原則補助対象経費の 100%です。ただし、採択事業の補助金額の総額が配分額を上回る場合や、事業内容、事業ごとのバランス等の理由により、補助率・補助金額を調整する場合があります。
- ・ 安塚区においては、補助金額は 1 件 5 万円以上、上限おおむね 100 万円とします。

### <ポイント！>

- ・ 補助金の額は 10,000 円単位（10,000 円未満の端数は切り捨て）とします。また、事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりとならない場合があります。

## ■応募方法

- ・ 所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）と合わせ、安塚区総合事務所に持参してください。

### <ポイント！>

- ・ 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、提案を予定している総合事務所、まちづくりセンターへ事前に御相談ください。
- ・ 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- ・ 事業提案書、補助金交付申請書等の用紙及び Q & A は、安塚区総合事務所の窓口で配布します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

## ■提案事業の審査と決定

- ・ 地域自治区ごとに、地域協議会で審査を行い、採択等を決定します。
- ・ 審査方法は、書類審査のほか、プレゼンテーション（審査に先立ち行われる応募者による事業説明）を行います。
- ・ 審査は次の視点をもとに行います。
- ・ 実施された活動内容を発表していただく地域活動支援事業活動報告会を行います。

## (1) 安塚区の採択基本方針

### (1) 優先して採択する事業

- ・安塚区における豊かな地域資源を活かし、住民自らの取組により住み続けたい地域づくりを進めるため、安塚区の地域活動資金については地域住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。

- ①行政と住民、NPOなど団体と住民が協働して取り組む、又は住民が主体となって取り組む地域づくりなどで、より協働性が高く地域の活性化に資する事業
- ②地域資源を活かした他地域との交流及び特産品の開発などにより、地域の活性化に資する事業
- ③過疎対策、少子高齢化対策に資する事業
- ④中山間地域の活性化に資する事業
- ⑤克雪・利雪・親雪に資する事業
- ⑥良好な景観づくりに資する事業
- ⑦ごみの分別・リサイクル推進、環境保全に資する事業
- ⑧防災力の強化、自主防災組織等の活性化に資する事業
- ⑨安全安心のまちづくりに資する事業
- ⑩教育・文化・スポーツの振興に資する事業
- ⑪上記のほか、安塚区の喫緊の課題解決、活力の向上に資する事業

### (2) その他の事業

- ・優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択する。

## (2) 基本審査・共通審査

- ・基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するものです。また、共通審査は次の審査項目と視点により審査を行います。
- ・安塚区では共通審査基準の委員全員の平均点が15点に満たない場合は不採択とします。ただし、採択事業の補助金額の総額が配分額に満たない場合は、平均点が15点に満たない事業であっても採択する場合があります。

### 《共通審査の項目と視点》

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"><li>・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。</li><li>・全市的な方向性と合致しているか。</li><li>・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。</li></ul>
②必要性	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の実情や住民要望に対応したものか。</li><li>・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。</li><li>・緊急性の高い提案事業であるか。</li><li>・ほかの方法で代替できないものであるか。</li></ul>
③実現性	<ul style="list-style-type: none"><li>・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。</li><li>・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。</li><li>・資金調達の規模や時期に無理はないか。</li></ul>
④参加性	<ul style="list-style-type: none"><li>・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。</li></ul>
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"><li>・新しい発想が感じられる取組や先進的な取り組みであるか。</li><li>・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。</li><li>・事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。</li></ul>



### <ポイント!>

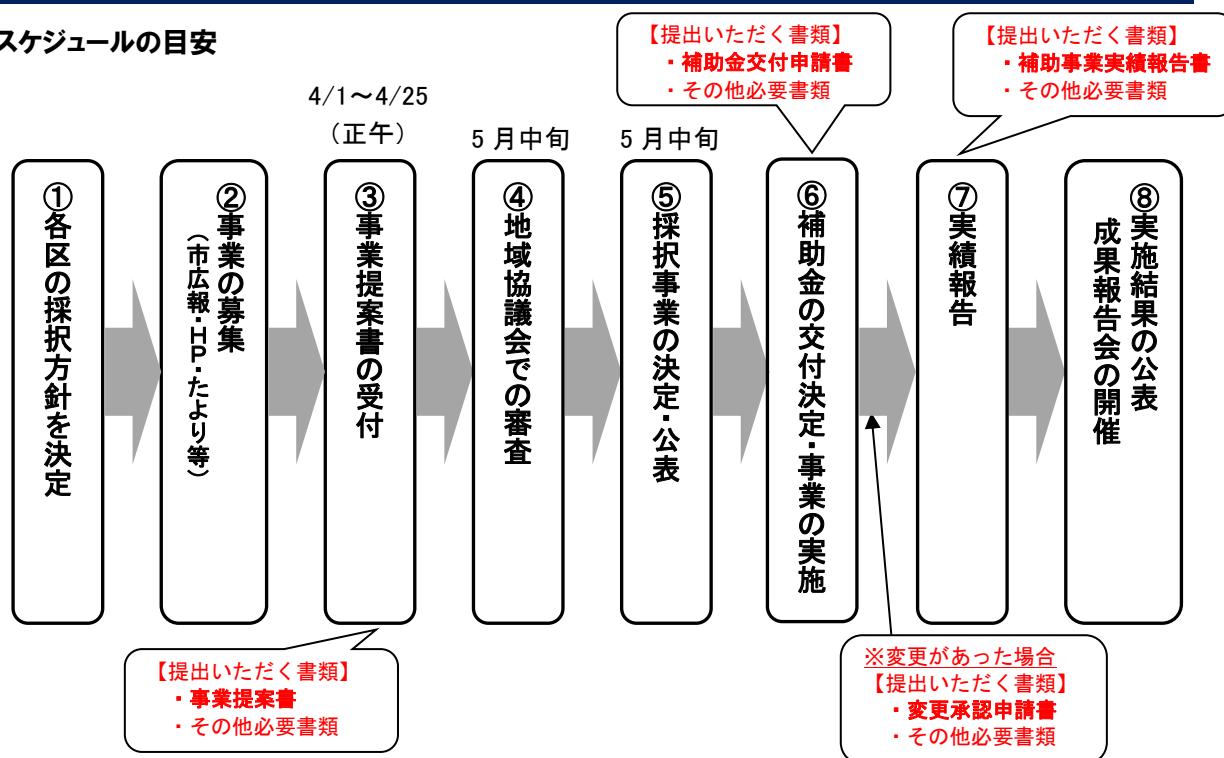
- ・地域協議会の審査では、「基本審査」、「地域自治区の採択方針」及び「共通審査」のそれぞれの結果を踏まえ、総合的に判断が行われます。各地域自治区の審査に当たっての基本的な考え方は、安塚区総合事務所で御確認ください。

### ■事業の紹介・公表

- ・提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会を予定していますので、応募される場合は、あらかじめ御了承ください。

### ■フロー図（事業実施の流れ）

#### ※スケジュールの目安



### こちらまで御相談・御応募ください！

安塚区総合事務所 総務・地域振興グループ

電話 025-592-2003

募集期間中、応募・事業提案に係る相談を行います。事業内容や事業提案書等の作成方法など、応募・事業提案に関することなど、お気軽に御相談ください。ただし安塚区で実施する事業に限ります。

※事前に電話予約をお願いいたします。直接おいでになりますと長時間お待ちいただく場合があります。御協力をお願いします。

申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細について御確認ください！



上越市

自治・市民環境部 自治・地域振興課 (電話 025-526-5111 内線 1429、1584)

※この要項は、平成31年度の予算の成立を前提としたものです。今後、変更する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。



## 地域協議会の見直し結果等

NO.	項目	回答又は参考情報
1	地域協議会名	・安塚区地域協議会
2	見直し検討対象の項目について	
	(1)「地域課題の解決に向けて、(採択方針)精査が必要がある」等を対象とする地域協議会の対応	<p>[市の案]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採択方針に、地域で明らかに課題となっている事項(地域課題の解消を急ぐ事業)を分かりやすく表現(追加) (例)「地域自治を担う人材を養成・確保する事業」 「日常生活に関する課題に関し、住民間で支えあつて解決する事業」</li> <li>・補助金の効果を広く地域に波及するため、「事業主体の構成員に補助事業の成果が限られる事業」を原則として補助対象外に整理</li> <li>・補助金の効果を直接地域に波及するため、「地域の課題解消や活力向上に向けて、自らの活動によらずに貢献を図ろうとする事業」を補助対象外に整理</li> </ul>
	①検討の結果	<input type="checkbox"/> 見直しを行った <input checked="" type="checkbox"/> 見直しを行わなかった
	②対応の理由	・当区の採択方針については、地域の課題解決に向けた取組ができる方針となっている。
	③見直しを行った場合の内容 ※見直しを行った場合のみ要記載	(見直し前) ・ (見直し後) ・
	(2)「提案団体の自立化に向けた取組は必要」等を対象とする地域協議会の対応	<p>[市の案]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案団体の自立や提案団体による事業量の自律的な適正化に向けて、事業費に対する補助率を見直し</li> </ul>
	①検討の結果	<input type="checkbox"/> 見直しを行った <input checked="" type="checkbox"/> 見直しを行わなかった
	②対応の理由	・提案団体には、地域活動支援事業により地域活性化の取組を継続、拡大していくとともに、自立した活動と自主財源の確保に向けた取組に努めていただくよう、事前相談や活動報告会等事業の周知などの機会をとらえて自立の取組を進めるよう促していく。
	③見直しを行った場合の内容 ※見直しを行った場合のみ要記載	(見直し前) ・ (見直し後) ・
	(3)「新規案件の掘り起しに向けた取組が必要」等を対象とする地域協議会の対応	<p>[市の案]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案団体が新たな事業を創出する誘因となるよう、同じ事業を連続して提案・採択する場合の補助率を見直し</li> </ul>
	①検討の結果	<input type="checkbox"/> 見直しを行った <input checked="" type="checkbox"/> 見直しを行わなかった
	②対応の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状ある団体に対しては、これまでどおり地域活動支援事業の積極的な活用を周知していくことで対応する。</li> <li>・団体の活動などの相談において、地域活動支援事業に合致した内容であれば、事業を活用した取組の提案を行っている。また、提案書の確認等については事務局が支援していく。</li> </ul>
	③見直しを行った場合の内容 ※見直しを行った場合のみ要記載	(見直し前) ・ (見直し後) ・

NO.	項目	回答又は参考情報
	<p>(4)「(ソフト活動を支援の主な対象と考える)基準を明確にし、全市一律に見直すことが適当」等を対象とする地域協議会の対応</p> <p>①検討の結果</p> <p>②対応の理由</p> <p>③見直しを行った場合の内容 ※見直しを行った場合のみ要記載</p>	<p>[市の案] ・各区で基準を明確にするとともに、基準の案として特定の科目に係る事業費上限割合制を導入</p> <p><input type="checkbox"/> 見直しを行った <input checked="" type="checkbox"/> 見直しを行わなかった</p> <p>・基本的には活動に対する支援であり、活動に伴う備品や消耗品等の購入については、必要な部分のみであることを受付やプレゼンテーションの段階で事業内容や活用の方法などを十分に確認することで対応していく。</p> <p>(見直し前) . (見直し後) .</p>
	<p>(5)「追加募集実施に当たっての統一基準が必要」を対象とする地域協議会の対応</p> <p>①検討の結果</p> <p>②対応の理由</p> <p>③見直しを行った場合の内容 ※見直しを行った場合のみ要記載</p>	<p>[市の案] ・各区で検討の上、追加募集を廃止</p> <p><input type="checkbox"/> 見直しを行った <input checked="" type="checkbox"/> 見直しを行わなかった</p> <p>・地域の課題解決等の取組の機会と捉え、協議会として最大限の対応をすべきとし、追加募集は2次募集までとしている。</p> <p>(見直し前) . (見直し後) .</p>
	<p>(6)「提案団体と関わりの強い委員がその事業の審査に関わるかの判断について、全市的に共通するルールを設定することが適当」を対象とする地域協議会の対応</p> <p>①検討の結果</p> <p>②対応の理由</p> <p>③見直しを行った場合の内容 ※見直しを行った場合のみ要記載</p>	<p>[市の案] ・各区で取扱いを検討するが、提案団体と案件を審査する委員の関係性を整理</p> <p><input type="checkbox"/> 見直しを行った <input checked="" type="checkbox"/> 見直しを行わなかった</p> <p>・地域協議会委員が提案団体の代表の場合、採択に係る審査について協議には参加できるが、採点には加わらないこととしている。</p> <p>(見直し前) . (見直し後) .</p>
3	<p>上記2以外(見直し検討対象以外)の見直しについて</p> <p>①見直しを行った場合の内容 ※見直しを行った場合のみ要記載</p> <p>②見直しを行った理由</p>	<p>(見直し前) . (見直し後) .</p> <p>.</p>
4	<p>見直しの検討過程について</p> <p>①検討で考慮した点について (自由記述)</p> <p>②地域協議会での主体的な見直しに向けて検討したい事項について (自由記述)</p> <p>③上記②を実現するために、市の協力を得たい事項について (自由記述)</p>	<p>.</p> <p>.</p> <p>.</p>

上建第3266号  
平成31年2月5日

安塚区地域協議会  
会長 敷井 憲一 様

上越市長 村山 秀幸  
(都市整備部建築住宅課)



上越市営賃貸住宅山中住宅の廃止について（通知）

平成31年1月22日付けで答申のあった諮問第106号 上越市営賃貸住宅山中住宅の廃止について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

諮問のとおり上越市営賃貸住宅山中住宅を廃止することとし、平成31年上越市議会3月定例会に所要の条例案を提出します。